

練馬区医療救護所医療従事スタッフ登録要綱

平成 28 年 3 月 24 日

27 練健地第 345 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、災害発生時に開設される医療救護所に医療従事スタッフが参集し、医療救護活動に従事することにより、医療救護所の円滑な運営を図り、もって区民の生命、身体の安全を守ることを目的とする。

(登録の対象)

第 2 条 この要綱に基づく医療従事スタッフとして登録ができる者は、練馬区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）およびその隣接区市の区域内に在住または在勤する、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）に規定する看護師および准看護師とする。

(登録の申込み)

第 3 条 この要綱に基づく医療従事スタッフとして登録を希望する者（以下「申込者」という。）は、練馬区医療救護所医療従事スタッフ登録申込書（第 1 号様式）に資格を証明する書類の写しを添付して、区長に提出しなければならない。

(登録の決定および通知)

第 4 条 区長は、前条の規定により提出された申込書等を審査し、相当と認められる場合は医療従事スタッフとして登録台帳に登録し、参集する医療救護所を指定するものとする。

2 区長は、登録の可否の結果および参集する医療救護所を当該申込者に通知するものとする。

3 区長は、登録を行った申込者に対して、従事の際の本人確認のために医療従事スタッフ登録者カードを交付するものとする。

(登録の期間)

第 5 条 前条第 1 項の規定により医療従事スタッフとして登録を受けた者の登録有効期限は、同条第 2 項の規定により登録の可否を申込者に通知した日から、当該日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

(登録の更新および解除)

第 6 条 第 4 条第 1 項の規定により医療従事スタッフとして登録を受けた者から、次年度の登録解除の申込みが 3 月 31 日までにない場合、その者の登録は 1 年間延長するものとし、以後同様とする。

2 第 4 条第 1 項の規定により医療従事スタッフとして登録を受けた者が登録

の解除を申し込む場合は、練馬区医療救護所医療従事スタッフ登録解除申込書（第2号様式）を区長に提出しなければならない。

3 医療従事スタッフの登録が解除される日は、前項の規定による登録解除の申込みが区に受理され、解除通知が登録解除申込者に送付された日とする。

4 第4条第1項の規定により医療従事スタッフとして登録を受けた者がつぎの各号のいずれかに該当するときは、前2項の規定にかかわらず、登録を解除されたものとみなす。

(1) 第2条に定める登録要件を満たさなくなったとき。

(2) 2年以上連絡がとれないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が登録を不相当と認めたとき。

(活動の内容)

第7条 医療従事スタッフは、区内に震度6弱以上の地震が発生し、医療救護所が開設された場合は、医療従事スタッフ登録者カードを携帯し、第4条第1項の規定により指定された医療救護所に参集するよう努めるものとする。

2 医療従事スタッフは、前項の規定により医療救護所に参集した場合は、医療救護所の運営主体の指示に従い、医療救護活動に従事するものとする。

(訓練等への参加)

第8条 医療従事スタッフは、医療救護所における円滑な医療救護活動に従事することができるようにするため、区または医療関係団体が実施する防災研修、防災訓練等に積極的に参加するように努めるものとする。

(区の責務)

第9条 区は、医療従事スタッフに対し、医療救護所における医療救護活動に資するための防災訓練、研修等を実施するほか、医療に要する資材および器材の確保に努めるものとする。

(費用弁償等)

第10条 区は、医療従事スタッフが医療救護所における医療救護活動に従事した場合は、つぎに掲げる項目について支給または補償するものとする。

(1) 医療従事スタッフの医療救護活動に要する費用弁償

(2) 医療従事スタッフが医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費

2 前項第1号における費用弁償は、東京都・特別区・東京都医師会連絡協議会の協議によって直近で決定した医療救護等に係る費用弁償の額を支給するものとする。

3 第1項第2号における扶助費は、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき補償するものとする。

- 4 医療従事スタッフによる医療救護活動において医療紛争が生じた場合は、医療従事スタッフは直ちに区に連絡するものとする。
- 5 前項の医療紛争が生じた場合の対応については、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員」とあるのは「医療従事スタッフ」と、「国又は公共団体が」とあるのは「区が」と、同条第2項中「公務員」とあるのは「医療従事スタッフ」と、「国又は公共団体」とあるのは「区」と読み替えるものとする。

（個人情報管理）

第11条 区は、申込者から提供された個人情報を他の用途に利用しないこととする。

- 2 区は、個人情報の授受、保管および管理に当たっては、善良なる管理者の注意をもって、個人情報の保護に必要な万全の措置を講じることとする。
- 3 区は、申込者から提供された個人情報について、保管の必要を要しなくなった場合、漏えいをきたさない方法で確実に処分することとする。

（電子情報処理組織による申込み）

第12条 第3条および第6条第2項の規定による申込みについては、区長が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、健康部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

付 則（令和元年5月10日31練健地第32号）

この要綱は、令和元年5月10日から施行する。

付 則（令和6年3月6日5練健地第361号）

この要綱は、令和6年3月18日から施行する。